

難民支援 NGO “Dream for Children” 定款

2010年6月1日制定
2011年12月1日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、難民支援 NGO “Dream for Children” という。

(事務所)

第2条 本団体は、主たる事務所を愛知県名古屋市天白区表山 3-15-6 サニーヒル表山 7-206 に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本団体は、「難民のいない平和な世界の構築」を究極のミッションとして難民支援活動を行う。

(活動内容)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- [1] 難民への物資の支援
- [2] 難民への教育活動
- [3] 難民への聞き取り調査などを通じた難民の状況の調査
- [4] 日本国内での難民問題の啓発活動

第3章 会員

(入会)

第5条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- [1] 会員として入会しようとするものは、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- [2] 代表は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 退会届の提出をしたとき。
2. 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- [1] この定款等に違反したとき。
- [2] この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第10条 この団体に次の役員を置く。

- [1] 代表 1 人
- [2] 副代表 1 人

(職務)

第11条

- [1] 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。
- [2] 副代表は代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときはその職務を代行する。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第12条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(事業報告及び決算)

第13条 本団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表が作成し、公開する。決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第14条 本団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

1 この定款は、本団体の成立の日(2010年6月1日)から施行する。

2 この団体の役員は、次に掲げる者とする。

代表 亀田浩史

以上